

別記様式第1号(第6条関係)

高屋情報ラウンジ・高屋図書館使用登録申請書（新規・更新）

申請日 令和 年 月 日

指定管理者 様

フリガナ		団体の要件 【必須】 ☐ ラウンジ又は図書館の設置目的及び事業に合致する活動を主たる目的とする団体（裏面を参照） 【どちらかに該当】 ☐ 高屋地域における地域課題の解決、交流の促進、学習又は地域活動の充実を目的とし、地域資源の活用、地域課題の解決又は住民同士の交流促進に資する活動を行う団体 ☐ 東広島市内で読書活動を行うボランティア団体
団体名		
フリガナ		
代表者名		
代表者（担当者）連絡先住所 〒		
電話番号：E-MAIL：		
団体の設置目的		
構成員数 人		
主な活動内容		
添付資料	☐ 団体規約、 ☐ 役員名簿、 ☐ 団体概要資料、 ☐ 事業計画書（現年度）、 ☐ 収支予算書（現年度）	

注 1 ご記入いただいた情報は、施設使用登録のみに使用し、他の目的には使用しません。

2 ラウンジ及び図書館の管理を東広島市教育委員会が行う場合、この申請書の宛先は「東広島市教育委員会」と読み替えるものとします。※管理者使用欄※

受付 番号		受付 方法	手交 メール	受付 日時		受付者	
----------	--	----------	-----------	----------	--	-----	--

館長	副館長	担当

【必須要件】

ラウンジ又は図書館の設置目的及び事業に合致する活動を主たる目的とする団体である。

	東広島市高屋情報ラウンジの 設置及び管理に関する条例	東広島市立図書館設置及び管理条例
どちらかに該当が必要	第1条（目的） 市民の交流の活性化を図るとともに、市民の学習ニーズに対応することにより、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、東広島市高屋情報ラウンジを設置する。	第1条(目的及び設置) 市民に図書、記録その他必要な資料を紹介し、及び提供することにより、多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応するため、図書館法第10条の規定に基づき、東広島市立図書館を設置する。
いずれかに該当が必要	第4条（事業） (1) 地域資源を活用した人の来館及び多様な交流の促進並びに地域住民の交流の場の創出に関すること。 (2) 市民一人一人の関心及び学習に対する情報提供並びに学習活動の支援の促進に関すること。 (3) 学習の成果を生かすための展示会、発表会等の開催及びその奨励に関すること。 (4) 図書館条例に規定する事業に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。	第4条(事業) (1) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。 (2) 図書館資料の個人貸出し及び団体貸出しに関すること。 (3) 図書館資料に係る読書案内及び利用相談に関すること。 (4) 他の図書館等との図書館資料の相互貸借に関すること。 (5) 移動図書館の運営に関すること。 (6) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びこれらの開催の奨励に関すること。 (7) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供に関すること。 (8) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会の提供及びその奨励に関すること。 (9) 他の図書館、学校、文化・学習センター、地域センターその他の関係機関等との連絡及び協力に関すること。 (10) 読書活動、読書普及団体等との連絡及び協力並びに当該活動等の促進に関すること。 (11) 館報その他読書資料の発行及び配布に関すること。 (12) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業